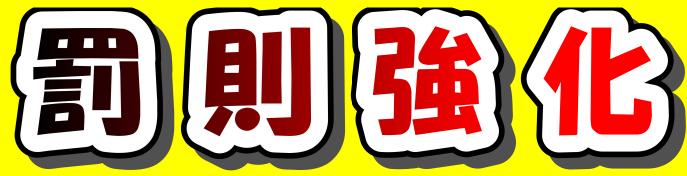
自転車のスマホ・酒気帯び運転



ジジョ 気帯び運転 ジジ B ながらスマホ







令和6年11月1日から 道路交通法が改正されます

自転車運転中の罰則強化

~携帯電話使用等~

最大1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

~酒気帯び運転~

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

あきた交通安全大使 相場 詩織 さん



令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車の危険な運転に 新たに罰則が整備されます

運転中のながらスマホ(携帯電話)



スマートフォンなどを手に保持して、自転車を 運転しながら通話する行為、

画面を注視しながら運転する行為

が新たに禁止され、罰則の対象となります。

※停止中の操作は罰則の対象外

違反者は、

6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幇助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や 同乗・自転車の提供に対して、新たに罰則が 整備されます。

違反者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 自転車の提供者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 酒類提供者・同乗者は、

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

自転車の運転者の皆さん 新しいルールをしっかり 守って下さいね! 「運転中のながらスマホ」 「酒気帯び運転」 をきた交通安全大使相場 詩機さん

秋田県警察

Akita Prefectural Polices